

# 香川県報



第 19 号

平成 17 年

3 月 8 日(火曜日)

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 告 示

●特定事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針（個人情報取扱指針）

（県民参画課）

一

●平成十一年香川県告示第六百五号（事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針（個人情報取扱指針））の廃止

（ ）

二

漁業法の規定による区画漁業の免許の内容となる事項等の決定（水産課）

（都市計画課）

三

都市計画の変更（二件）

（建築課）

四

### 公 告

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

（経営支援課）

五

特定計量器定期検査の実施

（計量検定所）

六

土地改良事業の適否決定（四件）

（土地改良課）

七

土地改良事業に係る換地処分の届出（二件）

（ ）

七

### 監査委員公表

包括外部監査結果に対する措置状況の公表

## 告 示

香川県告示第三百十号

香川県個人情報保護条例（平成十六年香川県条例第五十七号）第四十七条第一項の規定により、特定事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を次のとおり作成した。

平成十七年三月八日

一 趣旨  
特定事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針（個人情報取扱指針）

この指針は、特定事業者が事業の実施に伴い個人情報を適正に取り扱う際によりどころとなるよう作成したものであり、特定事業者が個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護を図るとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護のために適切な措置を講ずるための諸原則を定めるものである。

### 二 用語の意義

1 この指針において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この指針において「個人データ」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものを構成する個人情報をいう。

3 この指針において「保有個人データ」とは、特定事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの又は六月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

4 この指針において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

### 三 個人情報の利用目的の特定及び個人情報の利用目的による制限

1 特定事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うものとする。

2 特定事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行うものとする。

3 特定事業者は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、

その取扱いが客観的に相当であると認められる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得て行うものとする。

#### 四 個人情報の適正な取得等

- 1 特定事業者は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 2 特定事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合又はその取扱いが客観的に相当であると認められる場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するよう努めるものとする。

3 特定事業者は、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、その取扱いが客観的に相当であると認められる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

4 特定事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するよう努めるものとする。

#### 五 個人データの第三者提供の制限

特定事業者は、個人データを第三者に提供するときは、その提供が客観的に相当であると認められる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得て行うものとする。

#### 六 個人データの適正な管理

1 特定事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

2 特定事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 特定事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 特定事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

#### 七 保有個人データの公表、開示、訂正等及び利用停止等

1 特定事業者は、保有個人データに関し、当該特定事業者の氏名又は名称、保有個人

データの利用目的その他保有個人データの適正な取扱いの確保のために必要な事項について、本人の知り得る状態に置くよう努めるものとする。

2 特定事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、当該保有個人データを開示するものとする。

3 特定事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

4 特定事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの取扱いが適正でないという理由によって、当該保有個人データの利用若しくは提供の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、不適正な取扱いを是正するために必要な限度で、遅滞なく、これに応じるものとする。

5 特定事業者は、本人から求められた保有個人データの開示、訂正等又は利用停止等の措置の全部又は一部について、その措置をとらない場合又はその措置と異なる措置をとる場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

#### 八 苦情への対応

特定事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

#### 九 個人情報適正化のための体制の整備

特定事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情への対応その他個人情報適正化に取り扱うために必要な体制の整備に努めるものとする。

#### 十 分野別ガイドラインの尊重

特定事業者は、その取り扱う個人情報について各主務大臣が策定する個人情報の保護に関するガイドラインを尊重するよう努めるものとする。

香川県告示第百三十一号

事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針（個人情報取扱指針）（平成十一年香川

県告示第六百五号)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第百三十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、内水面における区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第五項により公示する。

平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 免許の内容となる事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 魚類養殖業
  - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
  - 4 漁場の位置及び区域 別表のとおりとする。
- 二 制限又は条件
- 1 ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - 2 知事が定める様式により、毎年四月末日までに、その年度の養魚計画及び前年度の養魚実績を提出しなければならない。
  - 3 水利関係者との同意事項を遵守し、協調の上操業しなければならない。
  - 三 免許予定日 平成十七年四月一日
  - 四 免許の存続期間 平成十七年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
  - 五 地元地区 別表のとおりとする。
  - 六 免許申請期間 平成十七年三月十七日から同月十八日十七時まで

区画番号	漁場の位置	漁場の区域(池名)	地元地区
1	高松市西植田町4245-1	神内池	高松市

2	三豊郡豊中町大字下高野2230	大谷新池	三豊郡・観音寺市
3	三豊郡三野町大字吉津乙23	仁尾坂池	三豊郡・観音寺市
4	三豊郡詫間町大字松崎字山下160	大院池	三豊郡・観音寺市
5	観音寺市粟井町1942	北田井池	三豊郡・観音寺市

香川県告示第百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高松広域都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 都市計画を変更する土地の区域
- 三・三・一〇五 屋島西宝線
  - 三・四・一一五 高松港海岸線
  - 三・四・一一七 中新町鬼無線
  - 三・四・一一八 東浜港花ノ宮線
- 縦覧に供する図面表示のとおり
- 二 縦覧場所
- 香川県土木部都市計画課
- 香川県告示第百三十四号
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によりさぬき都市計画下水道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
- 平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域  
鴨部川流域下水道(大川西部処理区)

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第百三十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指 定 番 号 善土指道 第二十二号

二 指 定 年 月 日 平成十七年二月二十二日

三 指 定 道 路 の 位 置 仲多度郡琴平町字川東二六〇 二、二六〇 一四、二六八 一及び

二六八 七

四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 五・〇メートル

延長 三〇・八六メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

## 公 告

香川県公告第百四十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社パウ・クリエーション 東京都江戸川区北葛西四丁目一四番一号  
大規模小売店舗の名称及び所在地

パウ高松上天神 高松市上天神町字中の坪五三六番地ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

大規模小売店舗において新たに小売業を行う者

株式会社ロツキー 高松市勅使町五四七番地一

有限会社29(H)N(チ)M(ー)4(ハ) 高知県高知市相模町一〇番一四号

株式会社バーぶどしゃっと 東京都渋谷区神宮前五丁目四七番八号一〇一

4 変更年月日

平成十六年十二月二日

5 変更理由

当該大規模小売店舗において未確定区画に新たな小売業の入店があったため

二 届出年月日

平成十七年二月二十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年三月八日(火曜日)から同年七月八日(金曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年七月八日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第四百七十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までに該当する特定計量器の定期検査については、平成十七年七月一日から同年八月三十一日までこの間に、当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 定期検査の対象となる特定計量器  
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 二 定期検査を行う区域、期日及び場所  
取組のしるし

別表

検査区域 (普通寺市)	検査日 時	検査場所
与北町・吉原町・碑殿町・金蔵寺町・原田町木徳町	5月19日(木) 10:00～15:00	普通寺市民会館
普通寺町一～七丁目・中村町・弘田町	5月24日(火) 10:00～15:00	普通寺市民会館

普通寺町・仙遊町・大麻町・生野本町一～二丁目・文京町・稲木町・榊梨町・南町	5月25日(水)	10:00～15:00	普通寺市民会館
上吉田町・下吉田町・生野町・上吉田町一～八丁目	5月26日(木)	10:00～15:00	普通寺市民会館
普通寺市全域(再検査)	5月30日(月)	10:00～12:00	普通寺市民会館
検査区域 (観音寺市)	検査日 時	検査場所	
港町・琴浪町・瀬戸町	5月31日(火) 10:00～15:00	観音寺市西公民館	
伊吹町	6月1日(水) 8:50～9:40 10:00～12:00	観音寺市伊吹公民館 観音寺市伊吹丸事務所	
加茂田町・仮屋町・元町・蛭子町・南町・三本松町	6月2日(木) 10:00～15:00	観音寺市西公民館	
柞田町	6月7日(火) 10:00～15:00	観音寺市柞田公民館	
水之郷町	6月8日(水) 10:00～11:30	観音寺市水之郷公民館	
栗井町	6月8日(水) 13:00～15:00	観音寺市栗井公民館	
池之尻町・原町・新田町	6月9日(木) 10:00～11:30	観音寺市豊田公民館	
中田井町・吉岡町・古川町・本大町	6月9日(木) 13:00～15:00	観音寺市一ノ谷公民館	
高屋町・室本町	6月10日(金) 10:00～11:30	観音寺市高室公民館	
村黒町・植田町・流岡町・出作町	6月10日(金) 13:00～15:00	香川県農協常盤支店	
昭和町・七間橋町・駅通町・明星町・青柳町・柴町	6月13日(月) 10:00～15:00	観音寺市民会館	

茂木町・茂西町・上市町・天神町・津町・殿町・川原町・柳町・中央町・三架橋通町	6月15日(水)	10:00～15:00	豊前市市民会館
八幡町・有明町・大和町・善日町・中新町・中津町・若原町・坂本町・上井町	6月16日(木)	10:00～15:00	豊前市市民会館
豊前市全域(理髮館)	6月22日(水)	10:00～12:00	豊前市市民会館

香川県公告第百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市香西土地改良区が土地改良事業（団体営ため池整備事業（小規模・都市型）今池下池地区）を行うことについて平成十七年二月十八日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年三月二十二日から同年四月十一日まで縦覧に供する。

平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、仲南町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（東幼稚園地区））を行うことについて平成十七年二月二十三日適当と決定した。

その関係書類を仲南町建設水道課において平成十七年三月十五日から同年四月四日まで縦覧に供する。

平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良

事業を行うことについて平成十七年二月二十三日適当と決定した。  
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月十五日から同年四月四日まで縦覧に供する。

平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
名頃上地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）名頃上地区	琴南町建設経済課
新生下地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新生下地区	〃
吹佐古地区共同施行	香川用水非受益地域用水確保事業（かんがい排水事業）吹佐古地区	〃
岩籠地区共同施行	香川用水非受益地域用水確保事業（かんがい排水事業）岩籠地区	〃

香川県公告第百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年二月二十三日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月十五日から同年四月四日まで縦覧に供する。

平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
仲南町	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）中谷西池地区	仲南町建設水道課
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）寺池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）井倉池地区	〃

” 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）春日地区 ”

香川県公告第百五十二号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、香川県三郎池土地改良区から平成十七年二月十七日土地改良事業（非補助土地改良事業道池下流地区）の換地処分をした旨届出があった。  
 平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第百五十三号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、奥谷地区土地改良事業共同施行から平成十七年二月十七日土地改良事業（非補助土地改良事業（奥谷地区））の換地処分をした旨届出があった。  
 平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

監査委員公表

香川県監査委員公表第1号  
 平成15年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、香川県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。  
 平成17年3月8日

香川県監査委員 鎌 田 守 恭  
 同 名 和 基 延  
 同 同 石 川 綱 治  
 同 同 野 田 峻 司

1 公共工事に関する財務事務の執行について  
 包括外部監査の結果に対する措置状況

区分	項目	指摘内容（要約）	講じた措置等
全般事項	変更契約関係 (1)工事の変更契約に関する決裁について	県の決裁権限の適用に当たっては、工事金額変更時においても当初の設計金額を基準に決裁することとなっている。例えば、当初から設計金額が5,000万円以上の工事であれば本庁で決裁するが、当初の設計金額が5,000万円未満の場合は土木事務所長が決裁し、その後変更で5,000万円以上になっても本庁決裁による牽制は図られない。しかし、設計金額が多額になると、指名業者数が増加し、より高い業者ランクが求められる場合もあり、金額変更において何らかの牽制が必要と思われる。工事の請負金額を増額する場合、金額的重要性が増した訳であるから、当初設計金額ではなく変更増額後の設計金額の基準による決裁を受けるよう、規定を改め、適切な運用が望まれる。また、工事の変更に関する事務決裁規程等の決裁権限によると、当初施行の場合より金額の大きい工事についても決裁が可能となってしまう。	知事の委任を受けて土木事務所長等が契約した工事について、本庁が変更契約の決裁を行うことは極めて困難であるが、変更の規模が一定の基準を超えるものについては、変更契約に際して本庁に協議するよう、事務の合理化、簡素化の必要性にも留意しながら検討を行っている。

<p>②変更理由書の記載が不十分であったもの</p>	<p>河川維持修繕工事において、施工延長が大幅に縮小変更されているにも係わらず、変更の理由書にこの点が全く触られていない工事があった。 理由書に記載がなければ、上長としても決裁の良否については判断ができるものではない。理由書には、変更内容、変更の理由、その変更が工事に与える影響を明確に記載すべきと思われる。</p>	<p>これまで、変更理由を明確に記載するように指導してきたところであるが、指摘の趣旨を踏まえ、周知徹底する。</p>
<p>道路維持保守工事の作業指示と作業内容の検証方法について</p>	<p>道路維持保守工事は、複数の工事について1つの契約を結ぶため、事後的に業者が行った作業内容が当初の指示どおりであるか、余分な作業が行われていないかを検証することは非常に重要である。道路維持のような緊急かつ複雑な工事についてのルールが設定されておらず、作業指示方法、作業指示記録の整備状況が、工事務所間で異なっている。また、監督員が作業指示記録との照合を実施し、指示したとおり作業がなされているかの網羅性チェックは十分にできていないのが現状である。 このような検証方法では、業者からの誤請求を認めてしまったりリスクを抱えていることは否定できないものと思われる。 道路維持保守工事の発注方法、工事結果の検証方法については、各土木事務所間で統一したルールを定め、発注指示記録を整備し、業者の作業報告との照合ができるようにし、指示記録と業者の作業報告(出来形)とを照合することに</p>	<p>道路維持・保守工事の指示・承諾・確認記録簿の様式を作成し各土木へ通知した。 16年6月1日から運用している。</p>
<p>地元協議のあり方について</p>	<p>よりチェックすることが必要である。 砂防施設整備工事について、井戸の補強工事等に伴い当初予定外の進入路の確保を行うこととなった工事があった。進入路の必要性は、工事現場が民家の裏であることから、事前説明の際に判断しないうことは無理からぬものではあるが、現地調査において関係者と実地検証し、よく協議すればわかった可能性もある。 事前説明の際に、工事現場が民家である場合は特によく説明するべきである。 また、カーブミラーの新規計上及び水路をかさ上げして蓋をする箇所の追加を行うこととなった工事があった。事前説明会では地元から要望が出なかったが、実際に工用のダンプトラックが当該道路を走り出してから要望があり、カーブミラーの新規計上及び水路をかさ上げして蓋をする箇所の追加を行うこととなった。着工前の事前調査及び地元への事前説明において要望を引き出すことができなければ設計段階で組み込んでおく必要がある。 着工前の事前調査及び地元への事前説明を十分に行うべきである。</p>	<p>説明責任・情報公開の観点からも地元説明・情報交換を十分行い円滑な事業の進捗を図るよう指導した。</p>
<p>事前の現地状況把握不足により工事変更が生じたもの</p>	<p>工事開始時には既に線上町役場により隣接地が盛土されており、設計変更が生じた工事があった。線上町が工事を行うに当たっては、隣接地の所有と調整</p>	<p>工事の発注に当たっては、関係機関と調整を図るとともに、現地調査を十分に行い実情にあった工事発注するよう指導した。</p>



個別 判明 事項	ついで	<p>を行ったと考えられるが、これを十分把握していなかったことにより、設計変更が生じる結果となっている。今後はこのような情報は、該当部門と連絡を密にし、設計・契約に事前に反映させるよう努めるべきである。</p>	<p>工事の発注に当たっては、現地状況を十分に調査し、実情に合った工事発注するよう指導した。</p>
(1)他工事の費用が混入していたものについて	<p>河川維持修繕工事において、さまざまな理由により、再三にわたる工期が延長され、1年超の長期を要している工事があった。この工事には、次の問題点が生じた。</p>	<p>この地区では文化財保護法の申請や漁業関係者との調整や工法の検討など、同時並行的に進めることも可能と考えられ、部内での情報伝達を密にし、発注までの事前段階で計画を立て、工期短縮を図るべきである。</p> <p>この工事の場合、現場監視業務に関する仕様取り決めは一切なされておらず、適切な仕様を確保により明確にしておくべきと思われる。</p> <p>また、工事原価の積算において、諸経費が発生しないリース料に諸経費率を乗じて算定された金額を現場監視業務のコストとしていた。</p> <p>リース料については諸経費は加</p>	<p>発注工期については、発注前に現地状況を調査し、法規制・協議項目等の把握に努め適正な工期設定するよう指導した。</p> <p>この工事は、特殊な事例と考えられるが、今後は、特殊な項目については特記仕様書等に明示するとともに、今後、このような特殊な事例が発生する場合には、本課とも協議し、最も適切な契約方法を選択するよう指導した。</p>
(2)工期長期化等の問題のある工事について			

<p>算せず、現場監視業務について監視に係る直接費を積算し、それに係る諸経費を加えて積算すべきであったと思われる。</p>	<p>(3)コスト削減に対応した工法の採用について</p> <p>高校の外壁工事において、当初全面防水型仕様であったものを、雨水が直接かからない部分については一般塗装とし、節約を図った工事があった。</p> <p>これは、外壁の状況が当初設計時の予想より悪く、追加的な工事が必要となり、工事費が増加したことから設計を再検討し、コストの安い方法を採用したものとと思われるが、もし外壁の状況が悪くなければ当初の設計どおりに行われていた可能性が高く、県費の無駄遣いとなっていたおそれがある。</p> <p>このように工事中途において、外壁塗装工法を変更するのではなく、当初より現地調査を慎重に行い、コスト削減ができる工法による適切な設計を行うべきである。</p>	<p>設計段階における吹き付け材の使用区分について、指摘事項を職員に指導し、適切な設計に努めた。</p>								
<p>2 下水道事業に関する財務事務および財団法人香川県下水道公社の出納その他の事務の執行について</p>										
<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>指摘内容(要約)</th> <th>講じた措置等</th> </tr> <tr> <td>下水道公社</td> <td>出納事務について</td> <td>下水道公社事務局保有の収入印紙について、その使用頻度に比し、保有量が多く、効率的な購入が行われていない状況が見受けられた。また、平成14年度及び翌年度において使用がないにも関わらず、使用見込みによらない購入も散見された。</td> <td>使用見込数量以上の購入を行わないこととした。</td> </tr> </table>	区分	項目	指摘内容(要約)	講じた措置等	下水道公社	出納事務について	下水道公社事務局保有の収入印紙について、その使用頻度に比し、保有量が多く、効率的な購入が行われていない状況が見受けられた。また、平成14年度及び翌年度において使用がないにも関わらず、使用見込みによらない購入も散見された。	使用見込数量以上の購入を行わないこととした。		
区分	項目	指摘内容(要約)	講じた措置等							
下水道公社	出納事務について	下水道公社事務局保有の収入印紙について、その使用頻度に比し、保有量が多く、効率的な購入が行われていない状況が見受けられた。また、平成14年度及び翌年度において使用がないにも関わらず、使用見込みによらない購入も散見された。	使用見込数量以上の購入を行わないこととした。							

<p>薬品管理について</p>	<p>薬品、試薬について、管理簿と現物との照合を抜取りで実施したが、大塚川浄化センターにおいて抽出数11件のうち、4品目に差異があり、管理簿が作成されていない薬品が2品目存在した。また、金倉川浄化センターにおいても抽出数12件のうち、1品目に差異があった。</p> <p>薬品管理について、以下の改善点が指摘される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬品管理手続書等の規定、マニュアルの整備が必要である。</li> <li>持出薬品については、薬品管理簿で保管場所別に数量確認を行う必要がある。</li> <li>決算時における実地棚卸について、担当者以外の者による立会が必要である。</li> <li>主要薬品の使用状況等を記載した運転日報には、作成者欄、数量確認欄、承認欄を設け、決裁ルールを定めることが必要である。</li> <li>なお、主要薬品、劇薬等の使用量、残量については所長による承認印が必要と思われる。</li> <li>主要薬品について受払簿を作成し、承認ルールを決めるとともに、作成者、数量確認者、上位者の検印、承認印が必要</li> </ul>	<p>平成16年4月に、「薬品管理規定」を策定し、薬品管理の統一化、適正化を図ることとした。</p>
		<p>である。</p> <p>劇薬については、本数管理だけでは不十分であり、重量単位で管理することも必要と思われる。</p>